

# 島根県立島根県民会館管理規程

制定 昭和 46 年 7 月 13 日  
改正 昭和 49 年 5 月 1 日  
〃 昭和 52 年 8 月 17 日  
〃 昭和 56 年 5 月 29 日  
〃 平成 5 年 4 月 1 日  
〃 平成 13 年 4 月 1 日  
〃 平成 14 年 4 月 1 日  
(全改 平成 17 年 4 月 1 日)  
改正 平成 22 年 7 月 1 日  
改正 平成 24 年 10 月 1 日  
改正 平成 27 年 4 月 1 日  
改正 平成 28 年 7 月 1 日  
改正 平成 31 年 4 月 1 日  
改正 令和 2 年 4 月 1 日

公益財団法人しまね文化振興財団（以下「財団」という。）が、島根県立島根県民会館（以下「会館」という。）の指定管理者として指定期間における会館の管理運営について、島根県立島根県民会館条例（以下「条例」という。）及び島根県立島根県民会館条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、会館の利用に関する取扱い（以下「管理規程」という。）を定め、その適切な管理運営に資するものである。

## （開館時間 条例第 10 条）

**第 1 条** 会館の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、公益財団法人しまね文化振興財団理事長（以下「理事長」という。）が必要と認め、知事の承認を得たときは、これを延長することができる。

## （休館日 条例第 11 条）

**第 2 条** 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認め、知事の承認を得たときは、これを変更することができる。

- (1) 毎月第 2 月曜日及び第 4 月曜日
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

## （利用受付 条例第 12 条）

**第 3 条** 会館の施設の利用受付は、利用を開始しようとする日の属する 1 年前の月の 1 日から行う。ただし、1 日が土日祝日に当たる場合は、その日以後における最も近い平日とする。

2 次に掲げるものは、利用を開始しようとする日の属する 1 年前の月の 1 日以前であっても利用受付を行う。

- (1) 中国地区以上の規模を要する催し物
- (2) 国、地方公共団体及び学校が主催する県規模の催し物
- (3) 公共団体又はこれに準ずるもの及び学校の連合体が定期的に行う催し物
- (4) 指定管理者が行う催し物
- (5) その他、理事長が特に必要と認める催し物

3 利用受付をする時間は、午前 9 時から午後 7 時とする。

4 利用受付は、来館又は電話により行うものとし、先着順に受け付ける。

5 利用受付開始日は、来館による受付を午前 8 時 45 分から行い午前 9 時に締切り、利用希望日が重複した場合は抽選とする。電話による利用受付は、午後 1 時から先着順に受け付ける。

## （利用許可 条例第 12 条）

**第 4 条** 会館の施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、前条の利用受付終了後、速やかに理事長に利用申込書（様式第 1 号又は様式第 3 号）を提出し、利用許可書（様式第 2 号又は様式第 4 号）の交付を受けなければならない。

2 利用申込書の提出がない場合は、期限を定めて提出を督促し、期限までに提出がない場合は利用受付を取り消すことができる。

3 許可に関する事項を変更しようとするときには、利用変更申込書（様式第 5 号）を提出し承認を受けなければならない。

- 4 変更は同一利用に限り 1 回のみとし取扱いは次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認める場合はこの限りではない。なお、利用日からの起算期間の始期は利用を開始する前日とする。

施設名	変更による取扱いと利用日からの起算期間
大ホール 中ホール 楽屋	不足が生じた場合は、追徴する。 過額が生じた場合は、6 月前は差額の 8 割相当額を還付する。 1 月前は差額の 5 割相当額を還付する。 1 月以内は還付しない。
リハーサル室 展示ホール 多目的ホール 大会議室	不足が生じた場合は、追徴する。 過額が生じた場合は、2 月前は差額の 8 割相当額を還付する。 15 日前は差額の 5 割相当額を還付する。 15 日以内は還付しない。
会議室 和室 その他	不足が生じた場合は、追徴する。 過額が生じた場合は、7 日前は差額の 8 割相当額を還付する。 3 日前は差額の 5 割相当額を還付する。 3 日以内は還付しない。

- 5 引き続き利用できる期間は次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認める場合はこの限りではない。
- (1) 大ホール、中ホール、楽屋、リハーサル室は 5 日間
  - (2) 展示ホール、多目的ホール、大会議室は 10 日間
  - (3) 会議室、和室は 7 日間
- 6 理事長が利用許可をしないことができる基準は、条例第 12 条第 2 項の規定により、また、許可の取り消し等を行うことができる基準は、条例第 13 条の規定によるものとする。

#### (利用申込書の処理)

- 第 5 条** 利用申込書の提出があった場合は、速やかに申込み内容を精査、確定し利用料金の請求を行うものとする。
- 2 利用申込書の補正が必要な場合は、期限を定めてその補正を指示するものとする。期限までに補正を行わない場合は、利用受付を取り消すことができる。
  - 3 利用申込書の提出日（利用申込書を提出した日をいう。利用申込書の補正を指示した場合には、当該補正が終了した日をいう。）から利用料金の請求までに要する期間及び利用料金の支払い期限については次のとおりとする。後納扱いはこの限りではない。

利用申込書の提出日	利用申込書の提出日から利用料金請求までに要する標準処理期間	利用料金の支払い期限
利用開始の日の前日から起算して 6 月以前に提出された場合	提出日から 4 月以内	指定する期日
利用開始の日の前日から起算して 2 月以前 6 月以内に提出された場合	提出日から 40 日以内	指定する期日
利用開始の日の前日から起算して 2 月以内に提出された場合	提出日から 20 日以内	指定する期日

- 4 利用料金を指定する期日までに納付しない場合は、利用受付を取り消すことができる。
- 5 利用料金の納付を確認した場合は、速やかに利用許可証を交付するものとする。

#### (利用料金 条例第 14 条)

- 第 6 条** 利用料金は、別表 1 とする。
- 2 利用料金は、利用を許可するときに徴収する。ただし、理事長が認める次の場合は利用後に徴収することができる。
    - (1) 国又は地方公共団体
    - (2) 公共的団体で理事長が認めるもの

- (3) 教養講座として認めるもの
- (4) 利用料が 30 万円以上になるもので、理事長が認めるもの
- (5) 文化団体やその他の団体で、理事長が特に認めるもの
- (6) 第 1 号から第 3 号の場合の利用料は、利用後 14 日以内に納入しなければならない。第 4 号及び第 5 号の場合の利用料は、指定期日までに納入しなければならない。

3 割引できる場合の利用料金は、次のとおりとする。ただし、設備器具料金は除く。

- (1) 利用の少ない期間に大ホール、中ホールを利用する場合で、利用日の 60 日前から 10 日前までの期間に予約し利用申込書を提出する場合の利用料は、該当する利用料金の 8 割相当額とする。
- (2) 大ホール、中ホールを本番を伴わない練習・リハーサルで利用する場合で、利用日の 30 日前から 10 日前までに予約し利用申込書を提出する場合の利用料は、該当する利用料金の 5 割相当額とする。
- (3) 大ホール、中ホールを利用日の 10 ヶ月前までに予約し、利用申込書の提出と料金支払いを完了する場合の利用料は、該当する利用料金の 8 割相当額とする。
- (4) 多目的ホール、展示ホール、大会議室及び会議室を、平日の夜間の時間帯（18：00～22：00）について利用日の 10 日前から当日までに予約し利用申込書を提出する場合の利用料は、該当する利用料金の 8 割相当額とする。

### （利用料金の減免 条例第 15 条）

**第 7 条** 条例第 15 条の規定により利用料の減免を受けようとするときは、利用料減免申込書（様式第 6 号）を、指定期日までに提出しなければならない。

減免対象事項	減免率
1 教育委員会、児童福祉法第 39 条第 1 項に定める保育所（以下「保育所」という）又は学校教育法第 1 条に定める学校（以下「学校」という）が主催して、乳幼児、小学生及び中学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	5 割
2 教育委員会又は学校が主催して、生徒（ただし、中学生を除く。）及び学生のために教育的文化的な催し物を行うとき。	2 割
3 公共的団体が、慈善を目的として行う芸術文化公演事業。	3 割
4 芸術文化鑑賞を目的とする団体が、年間 4 回以上行う芸術文化鑑賞事業。（鑑賞団体対象）	2 割
5 芸術文化活動や文化振興を目的とする公共的団体（公益団体等）が行う芸術文化公演事業。（NPO 等の法人・団体を対象とする）	2 割
6 島根県文化団体連合会及び島根県芸能文化協会またはそれらの加盟団体が行う芸術文化（公演・展示）事業。	2 割
7 月 2 回以上定期的に利用する場合で、理事長が認めるもの。（教室を対象とする。）	2 割
8 公共的団体のうち、障がい団体・福祉団体等が主催して行う大会等で理事長が認めるもの。	2 割
9 その他、理事長が特に認めるもの。	2 割

#### 〔備考〕

- 1. 1 号、2 号において、教育委員会、保育所又は学校に準じるものが、乳幼児、児童、生徒及び学生等のために教育的、文化的な催し物を行うときも同様とする。
- 2. 1 号、2 号において、鑑賞を目的として乳幼児、児童、生徒及び学生が出演しない場合は、「入場料 1,000 円以下」の使用料とする。
- 3. 1 号で定める乳幼児、小学生又は中学生、2 号で定める生徒又は学生の両方を対象として、教育的、文化的な催し物を行う場合、2 号を適用する。
- 4. 6 号においては、主として当該団体が出演又は出品する場合とする。

2 利用料金を減免する施設設備は、次のとおりとする。

- (1) 1 号から 6 号及び 8 号から 9 号に該当するものが利用する大ホール、中ホール、楽屋、リハーサル室、展示ホール、多目的ホール、大会議室、会議室、和室及び設備器具。
- (2) 7 号に該当するものが利用する楽屋、リハーサル室、会議室、和室及び設備器具。

3 減免の算定は、正規の利用料に減免率を乗じて減免額を算定し、正規の利用料から減免額を差し引いて算出する。ただし、10 円未満は切り捨てとする。

**(利用料金の還付 条例第 16 条)**

**第 8 条** 利用者が、利用開始する日以前に利用の中止を申し出たときの利用料金の還付については、次のように 定め、利用料還付申込書（様式第 7 号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 条例第 16 条第 1 号及び第 2 号に該当するときは、利用料の全額を還付する。
- 3 条例第 16 条第 3 号に該当するときは、以下による。

種 類	利用中止を申し出た日	還付する額
大ホール、中ホール及び楽屋並びにこれらの施設に付帯する設備	利用開始の日の前日から起算して 6 月前まで	8 割相当額
	利用開始の日の前日から起算して 1 月前まで	5 割相当額
リハーサル室、展示ホール、多目的ホール及び大会議室並びにこれらの施設に付帯する	利用開始の日の前日から起算して 2 月前まで	8 割相当額
	利用開始の日の前日から起算して 15 日前まで	5 割相当額
その他の施設又は設備	利用開始の日の前日から起算して 7 日前まで	8 割相当額
	利用開始の日の前日から起算して 3 日前まで	5 割相当額

**(利用料の算定と解釈について 条例の備考、施行規則第 4 条)**

**第 9 条** 利用料を算定する基準は、条例の備考、施行規則第 4 条により定める。

- 2 「入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）」については、入場料は徴収しないが、入場料に 相当する金員を徴収する場合は「入場料等」と見なし、次の場合も同様とする。
  - (1) 商品の売上げにより招待券等を発行し入場させる場合。
  - (2) 不特定の者を対象に聴講料、受講料、テキスト代等の一定の金員を支払わなければ入場させない場合。ただし、国、地方公共団体が行う場合はこの限りではない。
  - (3) その他前各号に準じる場合。
- 3 「入場料を徴収しないが営利を目的（以下「営利目的」という。）」の解釈については、個人や団体等が何らか の利益を得ることを目的として利用する場合とする。ただし、それらの場合であってもその内部のみを対象とする利用は非営利とする。
- 4 「入場料区分」については、消費税を含む入場料金の最高額により区分する。営利目的の場合及び商品の売上げにより招待券等を発行して入場させる場合、また会員制度による鑑賞団体が利用する場合には「1,001 円～3,000 円の入場料を徴収する場合」の区分とする。
- 5 冷暖房期間における冷暖房料金の算定は、基準利用料の合計額の 3 割相当額を加算する。
- 6 「本番」の解釈については、舞台装置又は展示物等の設営が終わり、観客が入場できる状態又は入場し鑑賞できる状態をいう。
- 7 「準備」の解釈については、本番開始前の会場設営又は本番終了後の片付け等の予備的な状態とし、この状態が各時間帯区分のいずれかを満たした時間帯を「準備扱い」といい、条例備考 5 を適用する。また、これに 係る設備器具料は徴収しない。なお、類似する状態については次のとおりとする。
  - (1) リハーサルについては、舞台装置等を使用しておおむね本番同様の練習等をする状態とし、利用料は準備 扱いとするが、設備器具利用料は徴収する。
  - (2) 本番に連続しないリハーサルについては、本番日の前日から起算して 14 日前までは本番と同じ料金区分と し、15 日以前は「無料・非営利」の料金区分とする。いずれも準備利用扱いとし、設備器具利用料も徴収する。また、本番を会館で行わない場合のリハーサル利用も同様とする。

(3) 連続して利用する場合に、確保する夜間の時間帯(18:00~22:00)で、全く利用しない場合については大ホール、中ホール及び会議目的の展示ホール、多目的ホール、大会議室は準備利用扱いとし、設備器具利用料は徴収しない。

8 展示ホール、多目的ホール、大会議室を楽屋及び控室として利用する場合については、主たる利用施設の利用目的にかかわらず「無料かつ非営利の全額」の利用料とする。

9 延長する「1時間までごと」についての算定は次のとおりとする。

(1) 当該時間帯の前に延長する場合は、その延長する時間の直後の時間帯を、また該当時間帯の後に延長する場合は、その延長する時間帯の直前の時間帯を基準料金とする。

(2) 開館時間外へ延長する場合は、「1時間までごと」の料金に2割を乗じた金額とする。

#### (設備料金 施行規則第4条)

**第10条** 設備料金は、別表2とし、利用が認められたときから算定する。ただし、リハーサル利用を除く準備時間における利用は算定しない。

2 実費について料金表に記載していない白布や、照明用カラーフィルター等の消耗品、また分電盤から使用する電気料金は実費を徴収する。

3 展示目的で利用する料金について

展示ホール、多目的ホール、大会議室を展示目的で利用する際には、机30脚、イス40脚までは基本利用料に含むものとして徴収しない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の島根県民会館管理規程(以下「新規程」という。)第6条別表1及び第10条別表2の規定は、2019年10月1日(以下「施行日」という。)以後に利用するものについて適用し、施行日前の期間に利用するものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。